

保存期間：5年

保存期間満了日：平成30年3月31日

情報公開に関する連絡会議 議 事 次 第

平成24年9月19日（水）13：30～
中央合同庁舎第2号館9階第2研修室

- 1 平成23年度における行政機関・独立行政法人等の情報公開法の施行状況調査結果の概要について
- 2 その他

配布資料一覧

- 資料1 平成23年度情報公開法施行状況調査結果の概要（ポイント）
 - 資料2 平成23年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について（概要）
 - 資料3 情報公開法の運用上の留意点について
 - 資料4 情報公開に関する連絡会議の設置について
 - 資料5 共通連絡事項について
-
- 参考1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について（平成17年4月28日総管第13号総務省行政管理局長通知）
 - 参考2 不服申立て事案の事務処理の迅速化について（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）
 - 参考3 情報公開法に係る主な答申等の取りまとめについて（平成24年3月28日事務連絡）

◎平成23年度情報公開法施行状況調査結果の概要(ポイント)

《ポイント》

行政機関及び独法等における

- 開示請求件数は、法施行後過去最多の10万2,839件
- 不服申立て件数は、前年度より100件以上多い1,143件。
- 開示決定等の期限超過事例は、前年度より9件減の58件
- 不服申立ての処理期間は、
受付から諮問までに90日超の事例が129件、
答申を受けてから裁決・決定までに60日超の事例が47件。

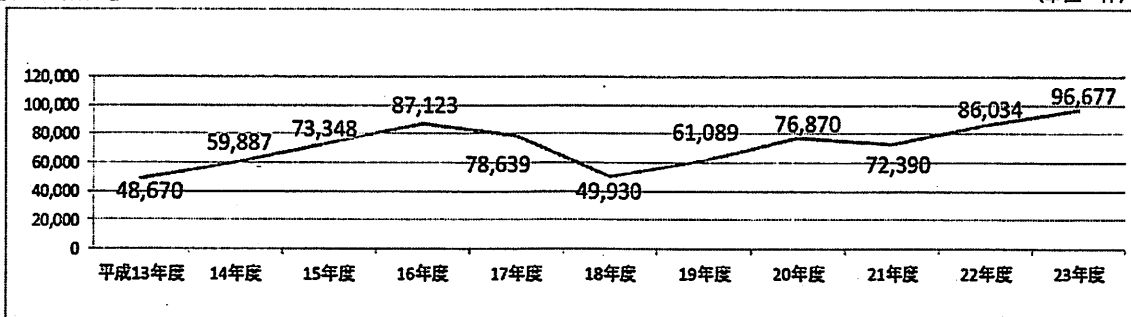
→ 開示請求件数や不服申立て件数が増加していることから、より一層の適正かつ迅速な処理を行う必要(資料3参照)。

1

◎ 開示請求件数の推移

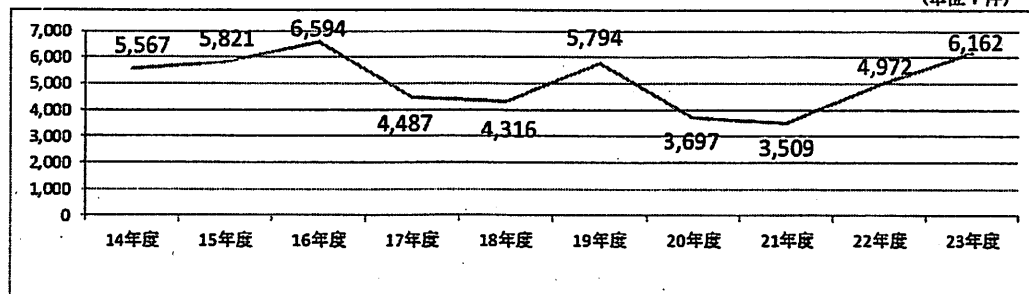
【行政機関】

(単位: 件)



【独立行政法人等】

(単位: 件)



(単位: 件)

年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
総数	48,670	65,454	79,169	93,717	83,126	54,246	66,883	80,567	75,899	91,006	102,839

2

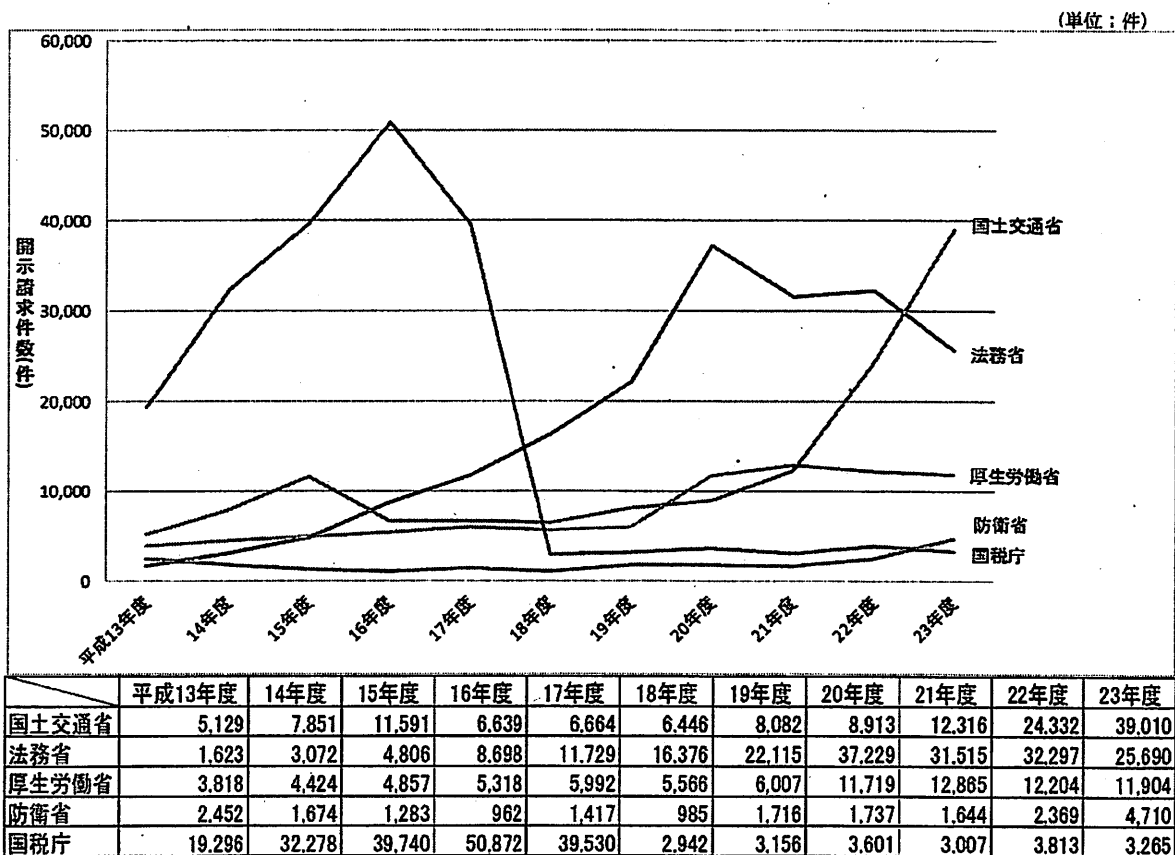
(参考) 開示請求件数の機関別内訳

行政機関	平成22年度	平成23年度
国土交通省	24,332	39,010
法務省	32,297	25,690
厚生労働省	12,204	11,904
防衛省	2,369	4,710
国税庁	3,813	3,265
その他	11,019	12,065
計	86,034	96,677

独立行政法人等	平成22年度	平成23年度
国民生活センター	1,146	1,476
医薬品医療機器総合機構	983	1,192
日本年金機構	354	500
都市再生機構	453	308
東京大学	148	282
その他	1,888	2,404
計	4,972	6,162

3

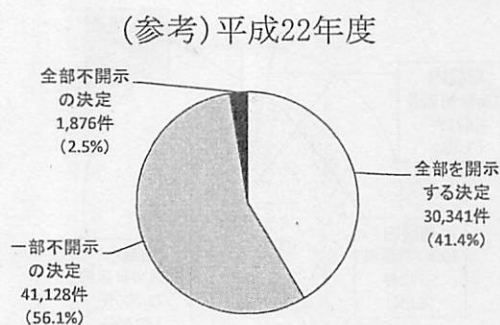
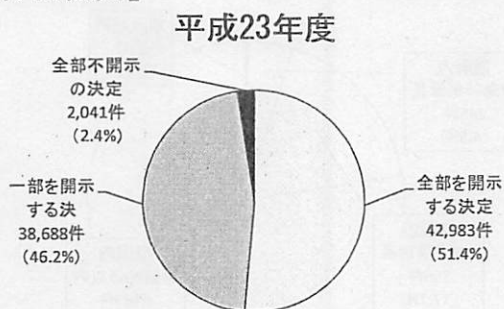
(参考) 開示請求件数上位5機関における法施行後からの経年推移



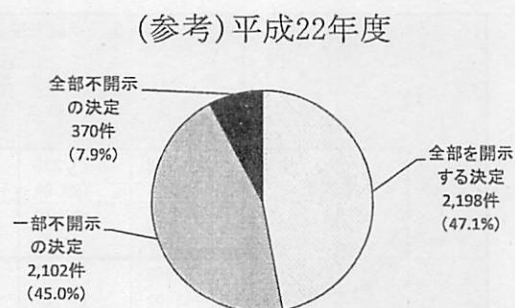
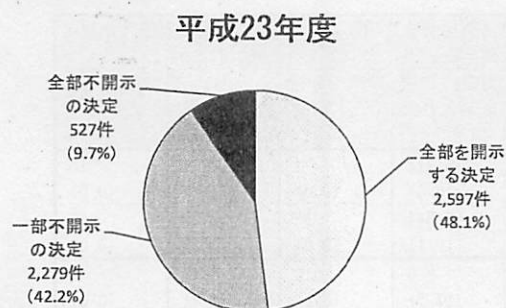
4

◎ 開示決定等の内訳

【行政機関】



【独立行政法人等】



5

◎ 開示決定等の内訳及び不開示の理由

・開示決定等の内訳

(単位：件、%)

	行政機関				独立行政法人等			
	計	うち全部を開示する決定	うち一部を開示する決定	うち不開示の決定	計	うち全部を開示する決定	うち一部を開示する決定	うち不開示の決定
平成23年度	83,712 (100)	42,983 (51.4)	38,688 (46.2)	2,041 (2.4)	5,403 (100)	2,597 (48.1)	2,279 (42.2)	527 (9.7)
(参考) 平成22年度	73,345 (100)	30,341 (41.4)	41,128 (56.1)	1,876 (2.5)	4,670 (100)	2,198 (47.1)	2,102 (45.0)	370 (7.9)

・不開示理由

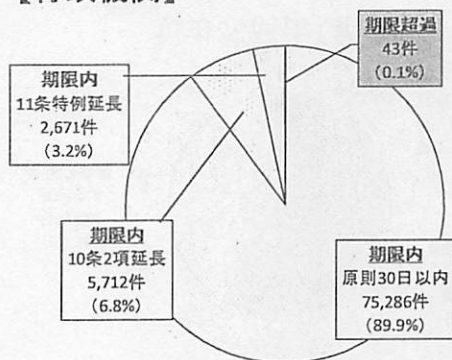
(単位：件、%)

	行政機関				独立行政法人等			
	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他	不開示情報に該当	法人文書の不存在	存否応答拒否	その他
平成23年度	40,325	2,278	339	129	2,414	490	42	21
(参考) 平成22年度	41,439	2,212	229	130	2,150	388	15	8

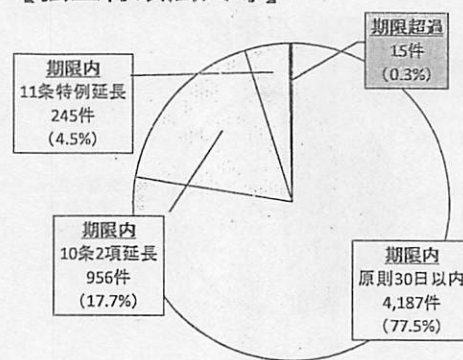
6

◎ 開示決定等の期限の設定・遵守状況

【行政機関】



【独立行政法人等】



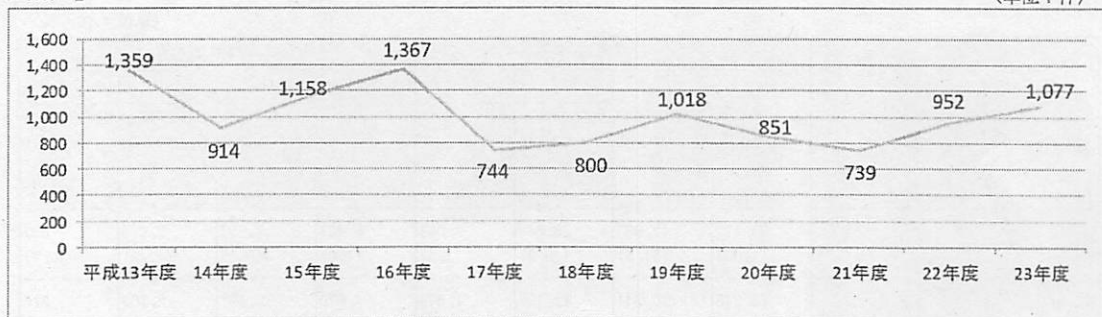
		開示決定等 件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条による特例規定を適用したもの	
			期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの
行政機関	平成23年度	83,712 (100)	75,286 (89.9)	25 (0.1)	5,712 (6.8)	2 (0.0)	2,671 (3.2)	16 (0.0)
	(参考)	73,345 (100)	63,915 (87.1)	35 (0.1)	6,644 (9.1)	16 (0.0)	2,729 (3.7)	6 (0.0)
	平成22年度							
独立行政法人等	平成23年度	5,403 (100)	4,187 (77.5)	1 (0.0)	956 (17.7)	13 (0.2)	245 (4.6)	1 (0.0)
	(参考)	4,670 (100)	3,723 (79.7)	4 (0.1)	857 (18.4)	4 (0.1)	80 (1.7)	2 (0.0)
	平成22年度							

7

◎ 不服申立て件数の推移

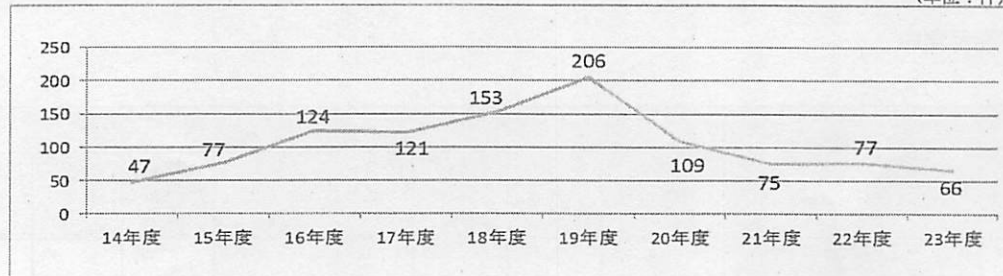
【行政機関】

(単位：件)



【独立行政法人等】

(単位：件)



(単位：件)

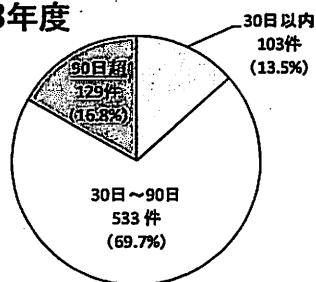
年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
総数	1,359	961	1,235	1,491	865	953	1,224	960	814	1,029	1,143

8

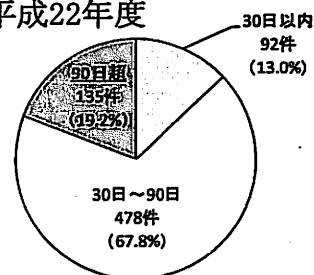
◎ 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

【行政機関】

平成23年度

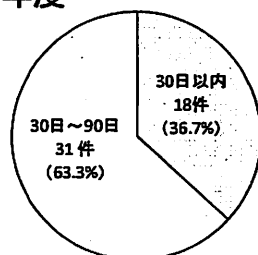


(参考) 平成22年度

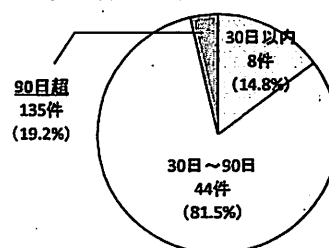


【独立行政法人等】

平成23年度



(参考) 平成22年度

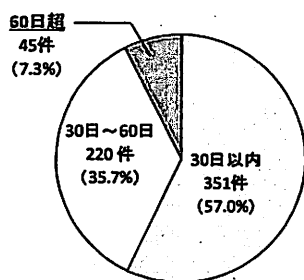


9

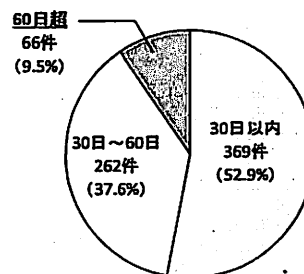
◎ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

【行政機関】

平成23年度

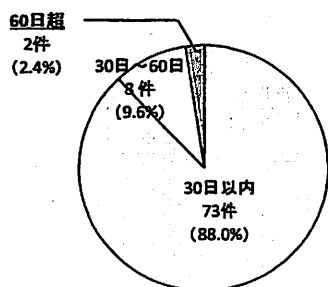


(参考) 平成22年度

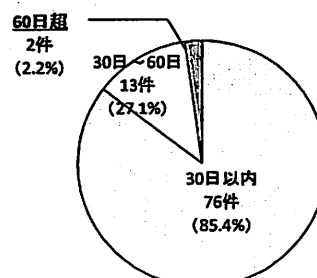


【独立行政法人等】

平成23年度



(参考) 平成22年度



10

◎ 不服申立てに係る諮問、裁決・決定等処理の期間

・不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	765 (100)	103 (13.5)	533 (69.7)	129 (16.8)
(参考) 平成22年度	705 (100)	92 (13.0)	478 (67.8)	135 (19.2)
独立行政法人等	49 (100)	18 (36.7)	31 (63.3)	0 (0.0)
(参考) 平成22年度	54 (100)	8 (14.8)	44 (81.5)	2 (3.7)

・審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	616 (100)	351 (57.0)	220 (35.7)	45 (7.3)
(参考) 平成22年度	697 (100)	369 (52.9)	262 (37.6)	66 (9.5)
独立行政法人等	83 (100)	73 (88.0)	8 (9.6)	2 (2.4)
(参考) 平成22年度	89 (100)	76 (85.4)	11 (12.4)	2 (2.2)

平成23年度における行政機関及び独立行政法人等の 情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関法」という。）、及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について調査し、その概要を公表することとされています。

今般、平成23年度におけるそれぞれの法の施行の状況について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 行政機関法の報告対象である国の行政機関（41機関）
- ・ 独立行政法人等法の報告対象である独立行政法人等（206機関）

○ 対象期間

平成23年4月1日から24年3月31日までの状況について、平成24年3月31日現在で調査

記

1 開示請求の件数

平成23年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では96,677件、独立行政法人等では6,162件となっている。

（単位：件）

	行政機関	独立行政法人等
平成23年度	96,677	6,162
(参考)平成22年度	86,034	4,972

〔参考〕開示請求件数の機関別内訳

（単位：件）

行政機関	平成22年度	平成23年度
国土交通省	24,332	39,010
法務省	32,297	25,690
厚生労働省	12,204	11,904
防衛省	2,369	4,710
国税庁	3,813	3,265
その他	11,019	12,098
計	86,034	96,677

独立行政法人等	平成22年度	平成23年度
国民生活センター	1,146	1,476
医薬品医療機器総合機構	983	1,192
日本年金機構	354	500
都市再生機構	453	308
東京大学	148	282
その他	1,888	2,404
計	4,972	6,162

2 開示決定等の件数

平成23年度には、行政機関では、83,712件の決定がされ、このうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが42,983件（51.4%）、一部を開示する決定がされたものが38,688件（46.2%）、不開示の決定がされたものが2,041件（2.4%）となっている。

また、独立行政法人等では、5,403件の決定がされ、このうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが2,597件（48.1%）、一部を開示する決定がされたものが2,279件（42.2%）、不開示の決定がされたものが527件（9.7%）となっている。

なお、開示決定されたものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの（法第7条に基づく公益裁量開示）が8件含まれている。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関で2,159件、独立行政法人等で62件となっている。

（単位：件、%）

		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもの のうち) 公益裁量 開示	(開示決定したもの のうち) 開示実施 の申出なし	不開示 の決定
				全部を開示	一部を開示			
行政 機関	平成23年度	83,712 (100)	81,671 (97.6)	42,983 (51.4)	38,688 (46.2)	8 (0.0)	2,159 (2.7)	2,041 (2.4)
	(参考)	73,345	71,469	30,341	41,128	2	—	1,876
	平成22年度	(100)	(97.5)	(41.4)	(56.1)	(0.0)	—	(2.5)
独立行 政法人 等	平成23年度	5,403 (100)	4,876 (90.3)	2,597 (48.1)	2,279 (42.2)	0 (0.0)	62 (1.3)	527 (9.7)
	(参考)	4,670	4,300	2,198	2,102	0	—	370
	平成22年度	(100)	(92.1)	(47.1)	(45.0)	(0.0)	—	(7.9)

3 開示決定等の期限の設定・遵守状況

開示決定等の期限については、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており（各法第10条第1項）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができる（各法第10条第2項）。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、「相当の期間」（期限を開示請求者に通知）内に開示決定等をすれば足りるとする期限の特例が設けられている（各法第11条）。

平成23年度にされた開示決定等の期限の設定・遵守状況は以下のとおり。

（単位：件、％）

		開示決定等 件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条による特例規定を適用したもの	
			期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの	期限内に決定がされたもの	期限を超過したもの
行政機関	平成23年度	83,712 (100)	75,286 (89.9)	25 (0.1)	5,712 (6.8)	2 (0.0)	2,671 (3.2)	16 (0.0)
	(参考)							
	平成22年度	73,345 (100)	63,915 (87.1)	35 (0.1)	6,644 (9.1)	16 (0.0)	2,729 (3.7)	6 (0.0)
独立行政法人等	平成23年度	5,403 (100)	4,187 (77.5)	1 (0.0)	956 (17.7)	13 (0.2)	245 (4.6)	1 (0.0)
	(参考)							
	平成22年度	4,670 (100)	3,723 (79.7)	4 (0.1)	857 (18.4)	4 (0.1)	80 (1.7)	2 (0.0)

〔参考〕 期限までに開示決定等がされなかったもの（機関別内訳）

（単位：件）

		30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	第11条を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
行政機関	法務省	24	0	0
	外務省	0	2	15
	国税庁	1	0	0
	厚生労働省	0	0	1
	計	25	2	16
法人等 独立行政	農業・食品産業技術総合研究機構	1	2	0
	東京工業大学	0	7	1
	京都大学	0	4	0
	計	1	13	1

4 不開示としたものの理由

平成23年度における不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、開示請求に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書又は法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書又は法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるもののそれぞれの件数は以下のとおり。

(単位：件)

	行政機関				独立行政法人等			
	不開示 情報に 該当	行政 文書の 不存在	存否 応答 拒否	その他	不開示 情報に 該当	法人 文書の 不存在	存否 応答 拒否	その他
平成23年度	40,325	2,278	339	129	2,414	490	42	21
(参考) 平成22年度	41,439	2,212	229	130	2,150	388	15	8

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、上記2の表の「うち一部を開示する決定」の件数と「うち不開示の決定」の件数の合計とは一致しない。

5 不服申立て

(1) 不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長（行政機関法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成23年度にされた不服申立ての件数は、以下のとおり。

（単位：件）

	行政機関	独立行政法人等
平成23年度	1,077	66
（参考）平成22年度	952	77

(2) 処理日数

① 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

平成23年度に裁決・決定を行った事案について、不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間は、以下のとおり。

（単位：件、％）

	計	90日 以内	90日超 半年以内	半年超 9月以内	9月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
行政機関	753 (100)	53 (7.0)	110 (14.6)	139 (18.5)	169 (22.4)	191 (25.4)	91 (12.1)
（参考） 平成22年度	793 (100)	70 (8.8)	112 (14.1)	193 (24.4)	102 (12.9)	208 (26.2)	108 (13.6)
独立行政法人等	92 (100)	14 (15.2)	6 (6.5)	6 (6.5)	8 (8.7)	18 (19.6)	40 (43.5)
（参考） 平成22年度	106 (100)	9 (8.5)	9 (8.5)	10 (9.4)	33 (31.1)	29 (27.4)	16 (15.1)

② 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行い、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に行うこととした。

平成23年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	765 (100)	103 (13.5)	533 (69.7)	129 (16.8)
(参考) 平成22年度	705 (100)	92 (13.0)	478 (67.8)	135 (19.2)
独立行政法人等	49 (100)	18 (36.7)	31 (63.3)	0 (0.0)
(参考) 平成22年度	54 (100)	8 (14.8)	44 (81.5)	2 (3.7)

〔参考〕90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
法務省	7
外務省	23
文部科学省	1
厚生労働省	44
中央労働委員会	1
農林水産省	1
国土交通省	33
海上保安庁	12
防衛省	7
計	129

③ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記②で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、特段の事情のない限り、60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成23年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	616 (100)	351 (57.0)	220 (35.7)	45 (7.3)
(参考) 平成22年度	697 (100)	369 (52.9)	262 (37.6)	66 (9.5)
独立行政法人等	83 (100)	73 (88.0)	8 (9.6)	2 (2.4)
(参考) 平成22年度	89 (100)	76 (85.4)	11 (12.4)	2 (2.2)

〔参考〕 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
法務省	3
外務省	24
厚生労働省	17
農林水産省	1
計	45

独立行政法人等	件数
農業・食品産業技術総合研究機構	1
日本中央競馬会	1
計	2

(3) 審査会における諮問・答申状況

平成23年度に審査会で新たに諮問を受けた件数及び答申を行った件数は、以下のとおり。

(単位：件)

	行政機関		独立行政法人等	
	諮問件数	答申件数	諮問件数	答申件数
平成23年度	624	587	48	89
(参考)平成22年度	655	627	55	60

(注) 諮問庁(行政機関の長又は独立行政法人等)が受け付けた不服申立てについては、複数の申立てをまとめて諮問しているものがあるため、上記5(2)②の表の「計」欄の件数と本表の「諮問件数」欄の件数とは一致しない。

6 訴訟(新規提訴件数)

平成23年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟は、行政機関で12件、独立行政法人等で1件となっている。

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成23年度	12	1
(参考)平成22年度	13	1

情報公開法の運用上の留意点について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「独法等情報公開法」という。)の運用につきまして、今回の調査結果等も踏まえ、下記のとおり、改めて運用上の留意点をまとめましたので、職員への周知徹底を図っていただくとともに、より一層の適正な運用を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、所管の独立行政法人等にも周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1 開示請求対応について

① 開示請求者の氏名等情報の取扱い

開示請求への対応に際し、当該開示請求の対象文書を保有している部局の職員が、開示請求者の氏名等を、当該情報を必要としない者に知らせるという不適切事例がありました。

開示請求者の氏名及び住所等の個人情報、情報公開制度の適正な運用確保の観点から、当該開示請求事案処理のために必要な範囲に限定して取り扱うこととし、当該情報を当該事案処理上知る必要のない者にまで情報提供、共有することのないよう留意願います。行政機関等個人情報保護法上も、個人情報の適正な管理が要請されています。

② 開示請求対象文書の取扱い

平成 22 年度において、開示請求に係る行政文書を訂正等し、開示するという不適切事例がありました。

情報公開法に定める開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、行政機関の長は、行政機関情報公開法第 6 条に規定する部分開示、行政機関情報公開法第 14 条第 1 項に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに行政文書を作成又は加工する義務はない(詳解 情報公開法(総務省行政管理局編))とされています。

このため、仮に、開示請求に係る行政文書に誤り等があったとしても、あるがままの形で開示してください。

2 事案の進行管理について

平成 23 年度施行状況調査においても、開示決定等期限が遵守されていない状況が見られました。

行政機関情報公開法 10 条及び第 11 条の規定を遵守するとともに、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成 17 年 8 月 3 日情報公開に関する連絡会議申合せ）を踏まえた事務処理の迅速化を図ってください。

また、各行政機関の官房等の管理部門においては、開示請求事案や不服申立て事案ごとに、①受付日の報告、②処理見込みの提出、③定期的な督促などの、進行管理をしているものと思われませんが、なお一層、的確な進行管理を徹底してください。

特に、行政機関又は独立行政法人等が統合、廃止等となる場合など、組織の見直しに伴い、開示請求や不服申立ての処理担当が変更となる場合は、書面等により、適切な事案の引継ぎを行ってください。

3 開示請求をしようとする者への情報の提供について

行政機関情報公開法第 22 条第 1 項に基づき、開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずることとされています。

また、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）では、「情報公開の手続・窓口案内情報」や審査基準等について、各府省のホームページ上に共通のカテゴリーを設け提供する情報として、各府省のホームページで掲載することとされています。

なお、審査基準は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 3 項に基づき、公にすることとされています。

各行政機関においては、開示請求窓口（所在地、連絡先、開設時間等）、審査基準や各種様式等をホームページに掲載等しているところですが、内容の変更等が行われた場合、速やかにホームページの掲載情報等にも反映されるようお願いいたします。

4 その他

対象文書の特定の徹底、請求の単位の考え方、不開示決定等に際しての理由付記等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」（平成 17 年 4 月 28 日総管第 13 号総務省行政管理局長通知）を踏まえ、適切に対応してください。

(参考) 段階別の留意点

(1) 開示請求書の受付

- ①開示請求手続を行うまでもなく情報提供できるもの（報道発表資料等）は提供
- ②行政文書・法人文書該当性、あて先、文書の特定、請求手数料の確認（必要に応じ補正）
- ③自己情報についての開示請求は、行政機関等個人情報保護法の開示手続を案内

(2) 開示・不開示の判断

- ①不開示情報該当性の審査、部分開示の可否の判断、存否応答拒否の適否の判断、公益裁量開示の判断（答申・判例を活用）
- ②第三者への意見照会

(3) 開示決定等の通知

- ①的確な進行管理の徹底（開示決定等は、原則請求から30日以内（30日の延長可。大量請求の場合は特例あり。補正に要する期間は除く。））
- ②不開示決定の場合は、根拠条文と、その条文に該当することの理由を付記

(4) 開示の実施

- ①開示実施の方法等の申出書の確認（開示実施手数料の確認、郵送の場合は郵便切手等の添付の確認）
- ②部分開示の場合の対応（被覆シール等）

(5) 不服申立て対応

事案処理の迅速化（審査会への諮問は、改めて調査検討等を要さないものは30日以内、その他は90日以内、答申後の裁決・決定は、原処分を妥当とするものは30日以内、その他は60日以内が原則）

諮問

答申

情報公開・個人情報保護審査会

(案)

情報公開に関する連絡会議の設置について

平成 13 年 3 月 6 日 各省庁申合せ
平成 16 年 4 月 23 日 一部改正
平成 18 年 4 月 12 日 一部改正
平成 19 年 1 月 9 日 一部改正
平成 23 年 11 月 22 日 一部改正
平成 24 年 9 月 19 日 一部改正

- 1 情報公開に関し、各行政機関相互の緊密な連携を図るため、情報公開に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。
- 3 連絡会議の庶務は、総務省行政管理局において処理する。

別 紙

情報公開に関する連絡会議構成員

内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）

内閣法制局長官総務室総務課長

内閣府大臣官房総務課長

宮内庁長官官房秘書課長

公正取引委員会事務総局官房総務課長

警察庁長官官房総務課長

金融庁総務企画局政策課長

消費者庁総務課長

復興庁統括官付参事官

総務省大臣官房政策評価広報課長

総務省行政管理局管理官（行政通則法担当）

公害等調整委員会事務局総務課長

法務省大臣官房秘書課長

外務省大臣官房総務課長

財務省大臣官房文書課長

文部科学省大臣官房総務課長

厚生労働省大臣官房総務課長

農林水産省大臣官房文書課長

経済産業省大臣官房政策評価広報課長

国土交通省大臣官房広報課長

環境省大臣官房総務課長

原子力規制委員会原子力規制庁総務課長

防衛省大臣官房文書課長

人事院事務総局総務課長

会計検査院事務総長官房法規課長

共通連絡事項について

1. 審査基準の具体化の参考となる事例について

情報公開法の制度運営に関する検討会報告（平成 17 年 3 月 29 日）では、情報公開法施行以降蓄積されつつある情報公開・個人情報保護審査会の答申や情報公開法に関する訴訟の判決等から開示・不開示の判断の際に参考となると考えられる主な事例を整理し、各行政機関等における審査基準の具体化の参考とすることとされております。

これを受け、「情報公開法に係る主な答申等の取りまとめについて」（平成 18 年 2 月 14 日情報公開に関する連絡会議資料）を取りまとめ、毎年度、これらの答申等について、有識者による検討を経て追加・修正を行ってきているところです。

また、情報公開法に関するもののほか、行政機関等個人情報保護法に係る答申等についても同様に、「行政機関等個人情報保護法に係る主な答申等の取りまとめについて」を取りまとめており、これについても、毎年度、追加・修正を行っていきたいと考えております。

つきましては、掲載すべき事例の候補等があれば、参考にさせていただきますので、答申に候補とする理由（様式自由）を記載の上、メールで当室まで送付してください。

2. 個人情報保護管理規程及び審査基準の送付について

総務省では、行政手続法第 5 条に基づき策定される情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準及び行政機関個人情報保護法第 6 条に基づき策定される個人情報保護管理規程について、各府省等から御報告いただいているところです。

今後、これらの規程類が改正された場合にあっては、お手数ですが、改正版を送付願います。

※ 入手した規程等につきましては、総務省が設置している開示請求に関する総合的な案内所「情報公開・個人情報保護総合案内所」（全国 51 か所）へ送付します。

3. その他

以下の項目について今後とも御協力願います。

- 担当者連絡先一覧の更新（変更時）
- 情報公開、個人情報保護窓口一覧の更新（変更時）
- 情報公開、個人情報保護パンフレット等の更新に係る確認、必要部数の把握及び出先機関への配布（今後御連絡する予定です）

総 管 管 第 1 3 号
平成 17 年 4 月 28 日

各行政機関官房長 あて
各独立行政法人等

総務省行政管理局長

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）（以下「情報公開法」と総称する。）については、それぞれの法の附則において、政府は、行政機関情報公開法施行後 4 年を目途として情報公開法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを受けて、総務省において「情報公開法の制度運営に関する検討会」を開催して検討を行い、その結果を同検討会報告として平成 17 年 3 月 29 日に公表したところである。

政府としては、今後、同検討会報告に基づいて必要な措置を講じていくこととするが、そのうち、以下の事項については、各行政機関及び独立行政法人等において、職員にその趣旨の徹底を図り、適正な運用を図られたい。

なお、同検討会報告において指摘されているその他の事項についても、各行政機関及び独立行政法人等において積極的に推進されたい。

1 対象文書の特定の徹底

対象文書の特定が不十分なまま事務処理が進められることのないよう、開示請求をしようとする者に対し必要な情報の提供を積極的に行い、開示請求をしようとする行政文書等を当該者に明確に特定させた上で事務処理を進めることを徹底すること。

また、開示請求がなされたものの対象文書の特定が不十分である場合には、補正を求めることにより開示請求者に明確に特定させた上で事務処理を進めることを徹底すること。

2 請求の単位の考え方

(1) 行政機関

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」の範囲については、当該行政文書の内容等により客観的に判断されるものである。具体的には、例えば、要請と応答に係るもの、訴訟・審判手続等における一事件に係るもの、参照の旨が記載されている場合の参照対象行政文書、通例必要とされる一連

の手續に係るもの、計画と実績に係る関係にあるもの、会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料といったものが法施行時以来想定されている。職員に対し改めてこの趣旨を周知徹底すること。

また、開示請求者に対し、行政文書の管理の方法等と併せて請求の件数の数え方について、十分な説明を行うことを徹底すること。

(2) 独立行政法人等

上記行政機関における請求の単位の考え方を踏まえ、各独立行政法人等においても、請求の単位の考え方を明確にするとともに、開示請求者に対し、請求の件数の数え方等についての説明を徹底すること。

3 本人開示の取扱い

自己情報について開示請求をしようとする者に対して、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づく開示請求を行うことができる旨の説明をするよう徹底すること。

また、情報公開と個人情報保護の両制度の趣旨を踏まえて窓口の一元化を図る、あるいは窓口を別々に設ける場合であっても両者の連携を密にするなど、開示請求をしようとする者の利便性に配慮した制度の運用を図ること。

4 事案の進行管理の徹底

官房等の管理部門等において、当該府省又は法人内のすべての事案について、事案ごとの処理の状況が把握できるような仕組みを整備するなどにより、的確な進行管理を徹底すること。特に、開示決定等や不服申立事案の情報公開審査会への諮問について、なお一層の事案処理の迅速化を図ること。

また、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 9 条の定めるところにより、行政機関及び独立行政法人等は、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び処分 of 時期の見通しを示すよう努めなければならないとされていることを踏まえ、開示請求者からの求めがあった場合には、事案処理の進行状況と見通し等を連絡することを徹底すること。

5 不開示決定に際しての理由付記

不開示決定については、行政手続法第 8 条の定めるところにより、行政機関及び独立行政法人等はその理由を提示しなければならないこととされている。不開示決定に際しては、その根拠条文及びその条文に該当することの根拠を付記することについて、なお一層徹底すること。

特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在していないことの要因についても付記することを徹底すること。

6 開示の実施の方法（閲覧時のデジタルカメラ等の使用について）

閲覧による開示の実施に際して、開示の実施を受けようとする者が持参したカメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障等を別にすれば、情報公開法上の問題があるとは言えないと考えられるところであるので、この趣旨を

踏まえ、各行政機関及び独立行政法人等において、開示の実施を受けようとする者から申出があった場合等には、適切に対応すること。その際、庁舎管理上の制約等がある場合には、開示の実施を受けようとする者に対して必要に応じ適切な説明がなされることが望ましい。

7 公益裁量開示の場合等における手数料の減免

(1) 行政機関

施行令第14条第4項における行政機関の長が「開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき」とは、開示請求者だけでなく何人にも広く周知することが特定の施策目的の達成に大きく寄与する場合、行政機関情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書の規定の適用により開示しようとする場合又は同法第7条の規定の適用により開示しようとする場合など公益上の理由で開示しようとする場合であって一般に周知することが適当と認める場合等が法施行時以来想定されている。

上記のような場合においても、開示実施手数料を減額又は免除し得るものである旨を職員に周知徹底すること。

(2) 独立行政法人等

独立行政法人等における手数料の減免については、上記行政機関における公益裁量開示の場合等における手数料の減免を参酌して判断すること。

8 苦情・意見等への対応

情報公開法の施行に関する苦情については、その内容を十分に把握した上で、開示請求者等と直接接する情報公開窓口等において、まず適切に対応することを徹底すること。

また、各行政機関及び独立行政法人等の情報公開窓口等に対し、開示請求者等から情報公開の制度運営に関する意見等が寄せられたときは、総務省行政管理局（情報公開推進室）に連絡すること。

9 文書管理の徹底

適正な行政文書等の管理は、情報公開法の適切かつ円滑な運用のための重要な基盤である。各行政機関及び独立行政法人等においては、それぞれの文書管理規則等に基づき、必要な行政文書等の作成、保存期間の確認と誤った廃棄の防止、国立公文書館等への適切な移管等行政文書等の管理の適正化について、職員等を対象とした研修等の機会を通じて改めて徹底すること。

不服申立て事案の事務処理の迅速化について

平成 17 年 8 月 3 日

情報公開に関する連絡会議申合せ

不服申立てを受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要である。情報公開法の制度運営に関する検討会報告においても、改善事項として、「審査会への諮問については、不服申立てを受けた行政機関等により可能な限り速やかに諮問を行われるようにする必要がある」とともに、「答申を受けてから裁決・決定までの事務処理が迅速かつ円滑に行われるようにする必要がある」と指摘されている。

このため、以下のとおり、不服申立て事案の事務処理の迅速化に関する取扱方針を定めるものとする。

I 審査会への諮問

① 諮問の迅速化

各行政機関は、不服申立てがあった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 90 日を超えないようにすることとする。なお、いずれの場合についても補正に要した日数は除く。

② 「特段の事情」により諮問までに長期間を要した事案の公表

特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに 90 日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとする。

③ 事案処理の進行状況等

不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする。

（説 明）

(1) 諮問の迅速化

不服申立て事案は、その内容、関係する行政文書の内容、量等により様々

であり、また、諮問に当たっては事実確認や第三者意見聴取等の調査・検討等必要となる手続が多様であり、一律に諮問までの事務処理期間を定めることは困難である。

そのため、各行政機関は、的確な進行管理を徹底することにより、迅速かつ円滑な事務処理の確保を図ることとするが、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 90 日を超えないようにすることとする。

なお、事案に応じて可能な限り速やかに諮問すべきことは当然である。

諮問に当たって改めて調査・検討等を行う必要性が低い事案としては、例えば、以下のようなものが想定される。

- ① 異議申立てされている事項について、改めて調査・検討等を行う必要があるような特段の理由等が申立人から示されていない場合
- ② 過去に審査会に諮問し、原処分が妥当である旨の答申が出ている事案と同様の事案について、同様の不服申立てが行われていて、これをそのまま当てはめられる場合
- ③ 同様の行政文書について、開示・不開示の判断の先例がそのまま当てはめられる場合

また、不適法な不服申立てとして却下するような場合、不服申立てに係る開示決定等を取り消して全部開示する場合は、諮問を要する事案には当たらないが、これについても同様の趣旨で、可能な限り速やかに裁決又は決定を行う必要がある。

(2) 「特段の事情」により諮問までに長期間を要した事案の理由等の公表

的確な進行管理の下で事務処理を行っているものの、特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに長期間を要した事案については、事務処理の透明性を確保する観点から、諮問までに要した期間やその理由等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとする。当面は、不服申立てがあった日から諮問するまでに 90 日を超えた事案を公表の対象とする。

特段の事情としては、例えば、以下のようなものが想定される。

- ① 申立人が行政不服審査法に定める口頭意見陳述の機会を審査会に諮問する前に設けることを求めており、当該手続の実施に時間を要する場合
- ② 対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要する場合
- ③ 不服申立てに係る事案の処理が特定の課室に著しく集中している場合
- ④ 不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙な場合

公表方法としては、施行状況調査を活用する。その際、特段の事情があって事案の処理に時間を要したということについて、国民がその事情を十分に理解することができるよう、その理由等について可能な限り明確かつ具体的に記載することとする。

(3) 事案処理の進行状況等

事務処理の透明性を確保する観点からは、不服申立人に対する的確に情報を提供することも重要であり、すべての不服申立てに係る事案について、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況、見通し等について回答するものとする。

II 答申後の裁決・決定

① 裁決・決定の迅速化

各行政機関は、審査会から答申を受けた場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに裁決・決定する。原処分を妥当とする答申などにあつては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 60 日を超えないようにすることとする。

② 「特段の事情」により裁決・決定までに長期間を要した事案の公表

特段の事情により、答申を受けてから裁決・決定するまでに 60 日を超えた事案については、裁決・決定までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとする。

③ 事案処理の進行状況等

不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする。

(説 明)

(1) 裁決・決定の迅速化

各行政機関は、的確な進行管理を徹底することにより、迅速かつ円滑な事務処理の確保を図ることとするが、原処分を妥当とする答申などにあつては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 60 日を超えないようにすることとする。

なお、事案に応じて可能な限り速やかに裁決・決定すべきことは当然である。

(2) 「特段の事情」により裁決・決定までに長期間を要した事案の公表

的確な進行管理の下で事務処理を行っているものの、特段の事情により、審査会の答申を受けてから裁決・決定するまでに60日を超えた事案については、事務処理の透明性を確保する観点から、裁決・決定までに要した期間やその理由等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする。

特段の事情としては、例えば、以下のようなものが想定される。

- ① 不服申立てに係る事案の処理が特定の課室に著しく集中している場合
- ② 不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙な場合
- ③ 対象文書が相当程度に大量であり、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、個別具体的に当てはめを行う必要がある場合
- ④ 答申後に、申出人から審査庁に対し行政不服審査法に定める口頭意見陳述の機会を求める申立てがあり、そのための手続等に時間を要する場合

公表方法としては、施行状況調査を活用。その際、特段の事情があつて裁決・決定に時間を要したということについて、国民がその事情を十分に理解することができるよう、その理由等について可能な限り明確かつ具体的に記載することとする。

(3) 事案処理の進行状況等

事務処理の透明性を確保する観点からは、不服申立人に対して的確に情報を提供することも重要であり、すべての不服申立てに係る事案について、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況、見通し等について回答するものとする。

事務連絡
平成24年3月28日

各府省等
情報公開担当課室 御中

総務省行政管理局
情報公開推進室

情報公開法に係る主な答申等の取りまとめについて

平素から当室の業務に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、情報公開法の制度運営に関する検討会報告（平成17年3月29日）において、「開示・不開示の範囲等に関する全論点を通じて、蓄積されつつある答申や判決を分析・整理し、各行政機関等における審査基準の一層の具体化を行うことなどにより、行政機関等において個別の事案に即して的確な解釈、判断が行われるようにしていくことが必要である」とされたことを受けて、平成18年2月14日に開示・不開示の判断の際に参考となると考えられる主な事例について取りまとめたところであり、その後も、毎年度（平成18年度：平成19年3月1日改訂、平成19年度：平成20年3月3日改訂、平成20年度：平成21年3月25日改訂、平成21年度：平成22年3月5日改訂、平成22年度：平成23年3月30日）、事例の追加等を行っています。

この度、本年度におきましても事例の追加及び修正をいたしましたので、各府省等におかれましては、開示決定等の審査基準の具体化等の参考としていただければ幸いです。

情報公開法に係る主な答申等について

目次

1	第5条第1号（個人に関する情報）	1
2	第5条第2号（法人等に関する情報）	8
3	第5条第3号（国の安全等に関する情報）	13
4	第5条第4号（公共の安全等に関する情報）	15
5	第5条第5号（審議・検討等に関する情報）	17
6	第5条第6号（事務又は事業に関する情報）	19

第5条第1号（個人に関する情報）

1 「個人に関する情報」

① 個人に関する情報に該当するとされた例

- ・ 大正天皇の病状についての記録（14-113、114）

参考：東京地裁H15.5.29 請求棄却→東京高裁H15.10.7 控訴棄却→最高裁H16.3.11 上告棄却

- ・ 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等（14-181）

注：故人である天皇が旧憲法における国の元首であり統治権を総らんとする者の地位にあったとしても「個人」に該当するとされた。

② 「事業を営む個人の事業に関する情報」でなく「個人に関する情報」とされた例

- ・ 柔道整復師の業務停止処分に係る情報（13-156）

参考：大阪地裁H16.4.15 請求棄却→大阪高裁H16.11.25 控訴棄却

2 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

① 内容全体が個人を識別することができる情報とされた例

- ・ 人権相談票及び人権侵犯事件記録（14-12）
- ・ 鑑定留置請求処理簿（14-417）
- ・ 行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等（17-84）

② 特定の個人を識別することができることとなる表示であるとされた例

- ・ 拘置所被収容者の指印（15-365）
- ・ 焼却施設解体工事に係る計画届の添付資料に記載された各種資格の番号（16-18）

③ 一般に入手可能な情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる表示であるとされた例

- ・ 特定鉱害に係る処理方針図（18-315）

注：特定鉱害の対象範囲を確認するための処理方針図に記載されている個々の家屋等について、その形状が明らかであり、一般に市販されている住宅地図と照合することにより、当該家屋の居住者の氏名を識別することが可能とされた。

④ 「他の情報」との照合性がなく、特定の個人を識別することとなる情報とは認められないとされた例

- ・ 労働基準監督官採用試験 2 次試験結果に記載されている欠席者数、受験者数等（17-530）

注：公になっている第 1 次試験の合格者名と最終合格者名を比較することにより不合格者が特定されるおそれがあるとして不開示としたが、合格者氏名の公表が限られた場所・期間での掲示のみであり、一般人が通常入手し得る情報とはいえず、照合する「他の情報」に当たらないとされたもの。

- ・ 帰宅のために使用されたタクシーチケットのタクシーの行き先（下車地）（21-281）
- ⑤ 一般人基準により、特定の個人を識別することとなるとは認められないとされた例
 - ・ 医療事故報告に記載されている報告日、事故名、初診日、受診科名、医療行為名・原因等（13-111）
 - ・ 個人の筆跡（19-独 82）
- ⑥ 一般人基準では識別性はないが、特殊な事情により特定の個人を識別できる可能性があり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例
 - ・ 医療事故に係る示談書等に記載された損害賠償額等の情報（13-7）

注：患者の治療がなお継続中であること、活発な取材活動・報道状況により多くの人が本件事故に係る患者の情報を承知していること、医療事故患者5名のうち損害賠償措置をとったのは1名のみであることなどの特殊な事情が考慮されたもの。
 - ・ 医療事故関係賠償金使用実績調査の賠償金額（13-20）

注：示談又は和解が成立した年度及び病院名が既に開示され、1年度1病院当たりおよそ1件と事故の絶対数が少なく、特殊な事故も少なくないなどの事情が考慮されたもの。
 - ・ 難民認定申請の受理・処理状況に関する情報（13-171）

注1：難民認定制度の性質にかんがみ、難民に関する情報についての個人識別性は、専ら、あるいは主として、在日関係機関等と当該国人との関係において格別に問題になるという特殊性を有しているとされ、在日関係機関等が保有し、又は入手可能な情報と照合することにより識別性があるとされたもの。

注2：このほか、20-175では、難民認定申請受理台帳の申請年月日については、仮にこれを開示した場合、当該外国人の行動等のある程度知っている関係者には、当該申請年月日に係る外国人を特定することが可能になるものと考えられるため、部分開示はできないとされた。
 - ・ 海難審判に係る質問調書等に記載された情報（14-90）

注：受審人等の氏名を不開示としたとしても、船名、船舶港、事故発生日など、海難を特定することができる情報は開示され、供述者の肩書きも開示されており、受審人である船長等については、事故発生時に地元新聞に実名入りで報道されている状況から、供述者が容易に特定されるとされたもの。
 - ・ 大学推薦入学等の合格者選考の結果として記載された合格者の受験番号（14-152）

注：社会人特別選抜のような少人数の受験者の状況において、一定の範囲において個人を特定できる可能性を否定できないとされたもの。
 - ・ 大学の人権問題委員会議事録に記載された被害者の属性を示すアルファベット及び数字（14-152）

注：学生が少人数の状況においては、被害者所属や学年を容易に推測することが可能であるため、限られた範囲の者には被害者である個人が特定される可能性があるとしてされたもの。
- ⑦ 情報の性質により、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例
 - ・ 基礎年金番号及び年金コード（15-231、232）
 - ・ 具体的に特定された旅券番号の旅券発給の有無に関する情報（16-523）

注：審査会答申においては、不開示としても「発給の有無」というそれ自体不開示な情報を開示することとなるので、存否応答拒否が妥当である旨示されている。
 - ・ 我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述（15-768～779）

- ・ 障害者任免状況通報書に記載されている障害の種類・程度の区分に関する情報（16-372、19-512、513）

⑧ 個人を識別することができることとなる部分を除けば、個人の権利利益を害するおそれはないとされた例

- ・ 要介護認定等に係る認定調査結果等の報告に記載された認定申請日、調査依頼日、判定日、要介護状態の程度に関する区分の別等（13-127）

⑨ 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれはないとされた例

- ・ 構造計算書の偽装・誤りの有無についての調査の結果において、耐震性に問題なしと判定された物件の「確認時物件名」、「現在の物件名」及び「現況」の各欄（22-549）

注：特定行政庁における調査の結果、耐震性に問題なしと判定された物件については、そもそも十分な安全性が確保されていることから、当該個人の権利又は利益を害するおそれがある状況にあるとは認められず、むしろ、構造計算書偽装が明るみとなり、国民の不安が高まっていた当時の社会情勢にかんがみれば、本件においては、積極的にこれを公表すべきであったものと言えることから、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に該当しないとされたもの。

3 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

＜該当しないとされたもの＞

① 報道や裁判の公開等により一時的に明らかにされた事実があったとしても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・ 過去に報道等により公にされた事件関係者の氏名等（13-14）
- ・ 死刑確定者・被執行者の氏名等（13-85）
- ・ 海難審判の受審人等の氏名（14-90）
- ・ 法律案審議録に含まれる参考判決集に記載されている被告人の氏名等（14-110）
- ・ 被告人として鑑定留置処分を受けたという情報（14-417）
- ・ 過去に公表された懲戒処分に付された警察官の氏名（15-3）
- ・ 特定個人にかかる訴訟に関して札幌高裁から送付された文書送付嘱託書の原本（15-217）
- ・ 新聞報道された特定の個人に係る労働基準監督署の労災認定に係る請求書及び復命書（16-335）
- ・ 特定日付に特定銀行の実名により特定新聞で報道された事件に係る不祥事件届出（16-217、218）
- ・ 都道府県警察が保有する個人情報の取扱いに関する不適切事例等について作成・取得された文書にある非違行為を行った警察官の氏名等（19-150、151）
- ・ 過去に公示していた旧相続税法 49 条の規定による申告書記載事項が記載された文書（19-129）

注：高額納税者を公示していたもの

- ・ 懲戒処分の実施及び公表から1年に満たないものの、処分の効力を停止させる新たな状況変化を生じた場合における被処分者の職名や非違行為の内容が記録された処分説明書及び懲戒処分の公表資料（23-独5）

② 職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは

いえないとされた例

- ・ 死刑執行に関与した公務員の氏名 (13-71、85)
- ・ 特定金融機関の検査を行った検査官の氏名 (14-175)
- ・ 農業協同組合法に基づく検査に関する決裁文書、復命書等に記載された検査官の氏名 (14-266～278)
- ・ 税務調査を担当する公務員の氏名 (16-336)
- ・ 第9次イラク復興支援群の一員であった自衛隊員の階級、氏名及び印影 (21-658)

注：「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）では、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、特段の支障の生じるおそれがある場合を除き、公にするものとしており、この「特段の支障」を生じるおそれがあるものとして認めたもの。

③ 情報の性質等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・ 国家公務員である指導医療官個人の処分に係る資料 (14-396)
- ・ 懲戒処分を受けた公務員の氏名等 (14-403)

注：「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786 人事院事務総長通知）においては、「個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする」とされている。

- ・ 職務遂行が終了した後、公務員が帰宅のために使用したタクシーチケットの使用者名 (21-281)
- ・ 大正天皇の病状についての記録 (14-113、114)

参考：東京地裁H15.5.29 請求棄却→東京高裁H15.10.7 控訴棄却→最高裁H16.3.11 上告棄却

注：天皇が公人中の公人であるとか、特殊な地位にあって社会的に影響がある人物であったとしても、医療関係録には公表慣行がなく、公表が予定されているものとも認められないとされた。

- ・ 借地権等が設定された土地の土地代金等（分割率を推測し得るもの） (21-641)
- ・ 三者契約における代替地の価格 (21-641)
- ・ シンポジウムに参加していた一般参加者の容姿及び容ぼう (22-独 29)
- ・ 行政文書不開示決定通知書に係る決裁文書に記載された開示請求者の氏名、住所、電話番号 (23-174)
- ・ 特定団地自治会に係る緊急連絡員の氏名及び連絡先 (22-独 48)

注：緊急連絡員の氏名等について、管理センター窓口に掲示することにより周知を図っているが、あくまで団地内で発生する緊急の事態に備えたもので、これらの情報は広く不特定多数の者に公にし、又は公にされている情報とまでは言えないとされた。

<該当するとされたもの>

④ 職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- ・ 処分を受けた柔道整復師の氏名等 (13-156)
- ・ 中央労災医員の氏名、当初委嘱年月日、現職、出身大学、医師免許取得年月日等 (13-129)
- ・ 地方じん肺診査医の氏名 (15-52)
- ・ 種の保存法に基づく国内希少種の捕獲等許可申請者・被許可者の氏名 (15-324)

注：もともとかなり限定された場合にのみ申請がなされ許可されるものであり、県の委託を受け空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討するという公的な性格を持つ委員会の事務の一環として捕獲の許可を得たもので、申請者・被許可者は当該委員会の委員として県のホームページに掲載されていることなどが考慮されたもの。

- ・ 特定政治団体の規約及び被推薦書に記載された国会議員の氏名（17-70、71）

注：公人たる現職（当時）の国会議員の氏名について、国民の代表である国会議員の地位、職資及びその活動の公知性の高さに照らして判断されたもの。

- ・ 意見交換のための会議に出席した国会議員に係る氏名及び所属する組織名（20-独 61）

注：公的銀行である国際協力銀行の現地駐在員との「特定地域の FTA と特定国の規制緩和等に関する意見交換」のための会議であり、国会議員の地位が極めて公共性の高いものであることにかんがみて判断されたもの。

- ・ 特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書に添付された「責任者職名及び公印報告書」の責任者職名（責任者氏名）欄に記入された特定企業の職・氏名（18-独 52）

注：公庫の審査業務は公的な業務であり、さらに、当該業務を受託できるのは、地方公共団体又は住宅金融公庫法施行令に定める条件を満たす法人に限られており、また、当該業務に従事する者は、住宅金融公庫法により刑法その他の罰則の規定の適用について、公務に従事する職員とみなされており、当該責任者の職資の重要性・公益性にかんがみて判断されたもの。

⑤ 当該情報の公にされている状況等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- ・ 医薬品副作用・感染症症例票の年齢、医療機関所在地、職業等（14-8）
- ・ 投書・請願等整理簿の発信者欄に記載されている請願提出者たる事業を営む個人の氏名等（14-521）

注：請願者たる個人が事業を営む個人であることは、業界団体名簿等により慣行として公にされているとされた。

- ・ 報道機関の傍聴を認めた会議の議事録音テープに記録されている情報（14-453～457）
- ・ 委託研究に係る精算報告書に記載された委員の旅費に関する情報（15-141）
- ・ 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等（14-181）

注：当該会見が、特異な時期、特異な状況の中で、特異な形式で行われた会談であることを理由に、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。

- ・ 朝鮮総督府高等官昇等が決定された文書等に記載された、高等官の氏名、官職、等級等の情報（17-283）

注：官報に掲載され、現在においても国立国会図書館等で閲覧できる状況となっていることから、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。

- ・ 土地開発公社の用地取得に関する資料に記載された取得価格・買収価格（最高裁 H17. 7. 15 判決、最高裁 H17. 10. 11 判決）

注：公社に買い取られた事実は不動産登記簿に登録されて公示される性質のもので、一般人であればおおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であって、個人地権者にとって私事としての性質が強いものではなく、公開に親しまないような個人情報であるとはいえないとされた。

- ・ 刑務所における発信不許可処分に対する損害賠償請求事件の判決書写しにある事件番号と上告人の犯歴に関する部分（18-490）

注：関係者氏名等が仮名処理されるなどプライバシーに一定の配慮がされた上で、判決データが最高裁判所ホームページに登載されて一般の閲覧に供されていることが公表慣行を判断する際の要素となったもの。

- ・ 国が個人地権者から買収した土地の土地代金等（21-641）

4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」

① 該当するとされた例

- ・ 医薬品副作用・感染症症例票に記載された「年齢」、「医療機関の所在地」、「主な既往歴、患者の体質等」及び「副作用・感染症の発現状況、症例及び処置等の経過」(14-5)

② 該当しないとされた例

- ・ 医薬品副作用・感染症症例票に記載された「当該医薬品の成分に関するアンケート」及び「臨床検査所見及び担当医の見解」(14-8)
- ・ 鉱害認定科学調査報告書の地域説明図(14-167)
- ・ 新築工事に係る建物等の損害等調査書に記載されている建物等の調査番号、調査者の氏名、建物の所有者・占有者の氏名、配置図等(15-67)
- ・ 労使紛争の解決援助制度に係る起案文書等(15-139)

5 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

① 公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に該当するとされた例

- ・ 出勤簿における出勤の押印、出張・研修の表示(13-31、32)
- ・ 前渡資金出納計算書附属証拠書類に記載されている非常勤職員の出勤時間数(14-115)
- ・ 贈与等報告書における報告者の官職(21-3)

注：報告された供応接待自体が職務遂行と直接関連を有しているとされたもの。

- ・ 旅費請求書の請求者欄の「官職」、「精算額」、出張経路欄の「月日」、「出発地」、「到着地」及び「宿泊地」、航空賃欄、日当欄、宿泊料欄の「乙地」、請求月日並びに備考欄の印。旅行命令簿の「発令月日」、発令者の決裁欄の「課長」及び「総務係長」、「用務先」、「旅行期間」並びに「旅費額」(20-464)

- ・ 意見交換のための会議に出席した国会議員に係る役職名(20-独 61)

注：公的銀行である国際協力銀行の現地駐在員との「特定地域の FTA と特定国の規制緩和等に関する意見交換」のための会議への出席に係る情報は、当該会議の目的に照らし、国会議員としての職務の遂行に係る情報であるとされたもの。

② 公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に該当しないとされた例

- ・ 贈与等報告書に記載されている原稿執筆や講演に係る情報(14-240)
- ・ 懲戒処分 of 被処分者の氏名等(14-403)
- ・ 訓練中に発生した死亡事案に係る公務災害発生報告書等に記載された被災職員に関する記述(15-235)
- ・ 刑務所における懲罰処分に対する国家賠償請求事件の準備書面、判決書に訴訟当事者の主張の一環として記載された訴外個人である刑事施設職員の氏名(19-361)

注：訴訟当事者の主張の一環として記述されたとしても、職務遂行に係る情報といえず、また、判決データが最高裁判所ホームページに登載されていても、当該氏名は伏せられており、公表されていないとされたもの。

- ・ 旅費請求書の請求者欄の「所属部課」及び「職務の級」。旅行命令簿の「部課」及び「職務の等級」(20-464)

注：旅費の不正受給にかかる事案について、懲戒処分等の人事上の処分の調査対象事実そのものに関する情報である面を考慮し、個人の権利利益を害することとなるような情報について不開示とすることが許容されるとされたもの（なお、当該職員の氏名についても不開示）。

- ・ 特定職員に係る通勤手当及び住居手当の受給に関する情報（23-106、109）

注：本件対象文書の存否を答えることは、特定職員に係る通勤距離が片道2キロメートル以上であるか否か及び支給対象となる住宅への居住の有無並びに当該手当の受給の有無を明らかにするものと認められることから、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否が妥当であるとされた。

- ・ 人事記録に記載されている研修、表彰、公務災害及び備考の各欄の記載を含めた、人事記録に記載される詳細な履歴等（23-235）

③ 公務員等に該当しないとされた例

- ・ 大正天皇の病状についての記録（14-113、114）

参考：東京地裁H15.5.29請求棄却→東京高裁H15.10.7控訴棄却→最高裁H16.3.11上告棄却

- ・ 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等（14-181）

注：元首として統治権を総らんとする者の地位にあり、公人中の公人であるとしても、天皇は公務員に該当しないのは明らかとされた。

第5条第2号（法人等に関する情報）

1 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

① 該当するとされた例

- ・ 石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影（13-28）
- ・ 投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等（14-521）

注：「件名」欄の内容と照らし合わせることによって事業を営む個人に関する情報とした。

個人に関する情報にも該当するとしている。

- ・ 特定の農業者に係る米の品種、出荷数量、検査数量、検査等級等の情報（16-4）

注：これらの情報は、特定の個人の農業を営む生産者としての情報である。

② 該当しないとされた例

- ・ 柔道整復師に対する業務停止処分に係る情報（13-156）

2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

① 該当するとされた例

- ・ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき宗教団体から提出された報告書（13-140）
- ・ 国が保有する林道施設等の利用申請書のうち、その利用を許可された任意団体が委託した補修工事の受託法人名等（14-73）
- ・ 労働基準監督署に提出された企業の就業規則（14-143）
- ・ 民間企業から提案された技術提案書類の提案内容及び提案内容一覧表に記載された提案者名（15-458）
- ・ 医薬品承認申請書添付資料のうち当該医薬品の製薬企業が開発した試験方法に係る記載の一部（14-469）

- ・ 農産物に係るダイオキシン類実態調査結果における都道府県名（14-516）

注：都道府県名ブランドにより流通している場合の農産物に係る調査結果中の都道府県名は、公にすると風評被害のおそれが生じるとされたもの。

- ・ 医療法人の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び決算報告書（15-207）

注：各書類に記載された金額及び資産等の内容を不開示とし、その他は開示している。

医療法人にあっては、これらの文書は医療法52条2項に規定する医療法人の債権者のみが閲覧を求めることとされていることから、金額や資産等の内容部分は、一般的に公にされていないとされたもの。

- ・ 金融機関の検査報告書のうち取引先法人の信用状況に関する評価が記載された部分（15-343）

- ・ 委託業務認定申請書等のうち詳細な見積算定基準等が記載された部分（15-357）

- ・ 不動産鑑定評価書の鑑定法人の支所及び支所長の印影、不動産鑑定士の署名及び印影、参考とした取引事例にかかる土地が特定される情報（15-370）

- ・ 宗教法人の宗会議事録（13-137）

- ・ 動物実験使用動物を納入する民間事業者の法人名 (14-57)
- ・ 破綻処理中の金融機関に関する検査報告書等 (14-440)
- ・ 架空又は虚偽の申請書等に押捺された法人代表者の印影 (15-48)
- ・ 報道機関による開示請求書のうち対象文書を具体的に記載した部分 (15-175)
- ・ 民間企業から労働基準監督署に提出された時間外労働・休日労働に関する協定届け (15-311)
- ・ 交際費支出関係書類に記載された相手方法人の口座番号等 (15-325)

注：具体的に口座番号等の情報が法5条2号イに該当するかどうかは、利用目的・実態、顧客等一般への周知状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要があるとされている。

- ・ 苦情投書に対する対応等の報告文書のうち投書の具体的内容、行政庁の検討・調査・指導内容等の詳細を記載した部分 (15-688、689)
- ・ 加工原料用ミニマムアクセス米の購入企業名等 (15-731)
- ・ 特定の会社に対する貸付決定通知書等 (15-独 28)
- ・ 作業請負契約書のうち契約金額及び契約の具体的内容が記載された部分 (15-独 29)
- ・ 提案公募事業に係る応募一覧、提案書等 (16-17)
- ・ 解雇予定除外認定申請書等に記載された特定の個人に係る詳細な労務管理に関する情報 (16-22)
- ・ 国税不服申立てにおける審査請求に係る重要事案審議会事績表等 (16-37)
- ・ 全酒類卸売業免許可能場数算定表のうち大規模卸売販売市場の卸売数量に係る記載 (16-51)
- ・ 鉱業法に基づく施業案認可申請書のうち鉱床の規模、採掘の方法、採掘を予定している総鉱量及び平均品位等に係る記載 (16-112)
- ・ 鯨類捕獲調査に係る報告書のうち、行動概要の各緯度・経度等 (16-202)

注：調査を開始及び終了した位置を公にすると、反捕鯨団体等による妨害の可能性が高まるおそれがあり、日本鯨類研究所が継続的に行っている科学データの収集が中断されるおそれがあるとされたもの。

- ・ 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等 (16-448~477)
- ・ 協同組合連合会の総会及び理事会の議事録等のうち、審議過程及び議決内容の記載 (16-628)

注：中小企業等協同組合法により、各事務所備付け書類に対する閲覧請求権者を組合員及び組合の債権者に限定していることから、公にされていないものとされた。

- ・ 農業協同組合法に基づく検査の検査書及び検査報告書の全体 (14-266~268)

注：被検査金融機関の経営状況や問題点が詳細に記載されているため。

- ・ 債務計上一覧表に記載された損害賠償請求事件に係る弁護士報酬 (18-独 12)

注：医療過誤訴訟に関して大学が直接弁護士に委任することとなったもの。

国の訴訟代理等に関する選任弁護士の報酬に対する報酬額は該当しないとする答申がある。(15-41)

- ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給申請書の「事業所数」、「常時雇用する労働者の数」及び「雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から1年間の解雇等の有無」、対象労働者雇用状況等申立書の「事業所に係る状況」、特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の「支給対象となる期間」及び「支給決定金額」 (23-188)

② 該当しないとされた例

- ・ 石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影 (13-28)
- ・ 前払式特定取引業者の予約前受金残高報告書（法人の印影を除く）及び決算報告書のうち貸

借対照表、損益計算書（13－67）

注：会社法（旧商法）上、株主又は会社の債権者は貸借対照表、損益計算書等に対する閲覧又は謄本等の交付を請求する権利を有するところ、前払式特定取引業者（いわゆる互助会事業者）の債権者は多数に及び、かつ、前払式特定取引業者は、これら債権者が交付を受けた貸借対照表等を第三者に交付することを防止する権利を有していないことから、その貸借対照表（予約前受金の合計額も記載されている）及び損益計算書に記載されている内容は、公にすることが予定されているものとされた。

- ・ 労働災害事故に係る労働者死傷病報告書（14－55）

注：機械及びその配置等が詳細に記述されている場合には、これを開示することにより企業ノウハウが明らかになるので、これらの情報は法5条2号イに該当する。（17－458）

- ・ 警備業者に対する営業停止処分に関する報告書（14－58）

注：指示処分の場合は、当該処分を受けた業者名は法5条2号イに該当するとされている。

- ・ 米のカドミウム含有量の調査結果（生産者の特定が可能となる情報を除く。）（14－165）

- ・ 破綻した金融機関に関する検査報告書等のうち承継金融機関に関する情報を示していると考ええる余地のない数値など客観的な指標に関する情報（破綻金融機関の法的処理が終了した段階のもの）（14－175）

- ・ 障害者雇用率未達成企業一覧に記載された会社名等（14－345）

- ・ 技術提案書類のうち技術名の記載部分（14－458）

- ・ 投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等（14－521）

注：税務調査に対する意見、規制緩和に対する意見であり、誹謗・中傷を受けるおそれのあるようなものではないとされた。

- ・ 国の訴訟代理等に関する文書のうち選任弁護士に対する報酬額が記載された部分（15－41）

- ・ 訴訟代理人弁護士の報酬額（15－独16）

- ・ 住宅団地内一般清掃作業請負契約書のうち契約相手方法人の名称等（15－独29）

- ・ 関税評価相談の記録等（16－21）

- ・ 地方公共団体と密接な関係を有する特定公益法人が提出した時間外労働・休日労働に関する協定届（16－285）

- ・ 医療用具製造承認申請書に添付された特定医療器具を分解した際の状態図（17－154）

- ・ 医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影（東京地裁 H17. 11. 10 判決、東京高裁 H18. 11. 29 判決）

注：見積書に押捺された法人の社印や代表者等の副印は、代表者の登録印や銀行取引印とは異なり、印影が第三者の手に入ることによって偽造されるおそれはそれほど高くはないことを考えると事業者の正当な利益が損なわれるおそれが客観的に認められるということとはできないとされたもの。

（参考）奈良県食料費公開請求事件・最高裁 H14. 9. 2 判決

「印影については、一般的には、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、・・・自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべき・・・しかしながら・・・事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならないというべきである。」

- ・ 営業免許申請に添付された銀行免許取得前の特定会社にかかる株主総会議事録、その関係資料等に記載されたもののうち、会社の登記簿謄本その他で既に開示されている資料から自明

である情報等 (18-506)

- ・ 医療センターにおける院内清掃の請負契約書に記載された契約金額 (18-独 26)

注：WTO協定に基づき、落札者の名称、落札価額等は公示しており、競争入札制度では、落札者と契約者及び落札価額と契約金額は通常同一であり、現に同一となっていることから実質的に既に公になっていると判断されたもの。

- ・ 医学部及び医学部附属病院が保有する「奨学寄附金受入一覧」に記載された法人等寄附者の名称 (19-独 49)

注：金額については原処分で開示してあったもの

- ・ 朝鮮人の在日資産調査報告書に記載された朝鮮人労務者に対する未払債務を有する債務者である企業名 (22-406)

注：報告書の作成から約60年を経過したものであり、国立公文書館資料にも記載され、公開の扱いとされており、これを公にしても、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとされた。

- ・ 省エネ法に基づく定期報告書に記載された、宿泊施設、レストラン、コンベンション施設等から成るホテルにおけるエネルギー使用量 (第三者不服申立て) (22-486、487)

注1：本件は、法5条2号イに該当せず、開示すべきとした答申 (21-625 及び 633) を受け、処分庁が行った処分に対し第三者から不服申立てがなされたもの。

注2：当該事業所が宿泊施設、レストラン、コンベンション施設等から成るホテルであり、宿泊客以外の者も利用可能な多様な用途の施設が同一施設内に併存しており、エネルギーの使用量や使用量の変化に影響を与える要因も様々であることから、ホテル全体のエネルギー使用量やその推移が明らかになっても、当該ホテルを構成する宿泊施設や会議室等の施設の稼働状況が具体的に明らかになるとは言えず、各施設の運用状況が推察されるとは認められないとされた。

注3：工場単位の情報である場合は、総合的に分析することによって、各工場におけるエネルギーコスト、製造原価及び省エネルギーの技術水準並びにこれらの経年的推移等についてより精度の高い推計を行うことが可能であることなどから、法5条2号イに該当するとされている (最高裁H23.10.14判決)。

- ・ 地方最低賃金審議会の労働者代表委員を推薦した団体名 (22-568)
- ・ 電離放射線健康診断を実施した医療機関の名称及び所在地、電離放射線健康診断を実施した時期、対象労働者数、有所見者数等の詳細 (23-93)

注：電離放射線健康診断を行った事業場に係る情報を法5条2号イで不開示としていることを前提に開示とされたもの。

- ・ 清掃業務委託契約及び車両誘導等の警備業務に係る入札開札調書に記載された、落札事業者以外の入札参加事業者の入札金額 (23-459、460)

注：落札事業者以外の入札参加事業者名を法5条2号イで不開示としていることを前提に開示とされたもの。

③ 著作権法18条3項1号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、2号イに該当するとされた例

- ・ 財団から記念館の展示企画の委託を受けた特定法人が作成した御料儀装車の実測図 (18-109)

注：法人から自己の公表権を根拠に開示を望まない意思表示を受けていたもの。

- ・ 防衛省から委託を受けた特定法人が作成した、電子計算機計算等役務 (防衛能力に関する研究) に関するプログラム (20-117)

注：法人から自己の公表権を根拠に開示を望まない意思表示を受けていたもの。

3 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

① 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当しないとされた例

- ・ 労災の再発防止対策書 (14-483)
- ・ 国有財産売買契約書 (15-166)
- ・ 航空機衝突防止装置の作動時に運航者が提出する報告書 (15-724)

② 「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するとされた例

- ・ 財団法人の一部事業の民営化に関する文書のうち譲渡価額算定依頼先に関する情報及び従業員の引き継ぎに関する情報 (15-19)
- ・ 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報(電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがある情報) (14-123)

③ 「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当しないとされた例

- ・ 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報(電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがない情報) (14-123)

4 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

① 該当するとされた例

- ・ 特定製剤を投与し肝炎を発症した患者が出た疑いがあると推認された医療機関の名称 (15-617)
- ・ 患者の生命・健康等に直結する不具合報告中の医療機器の部品の素材情報、機器内部の写真 (20-独 63)

注：同業他社における人命にかかわる医療機器の品質管理の改善に資するものと認められるため、開示が妥当とされたもの。

② 該当しないとされた例

- ・ 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報 (14-123)
- ・ 農薬の登録時に提出された毒性に関する試験成績報告書 (14-182)
- ・ ゴルフ場の会員数及び会員預り保証金の明細表 (15-301)
- ・ 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等 (16-448～477)

第5条第3号（国の安全等に関する情報）

○ 「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

① 該当するとされた例

- ・ 特定の情報源・情報提供者からもたらされた情報（13-21、15-712）
- ・ 日本の金融行政に関する外国政府関係者の意見が記載された文書（14-108）
- ・ 首脳会談に関して記録した文書のうち、相手側の対応や理解度、相手側に対する評価などを記録した部分（14-134）
- ・ 二国間会議の記録

注1：特に近年行われたものについては、当該記録をそのままの形で公にすることは行われていないと認め、部分開示も否定している（14-339）が、近年でなくとも記録の内容により不開示となることが多い（14-135）

注2：国際機関の長との会談等にも準用される。

- ・ 他国等が同一の案件につき開示等を行っている場合のわが方保有文書（14-135、16-537）
- ・ 対外的に秘匿すべき情報として取り扱うことが関係国等との共通理解になっている場合の公務員の氏名（14-360）

注：公務員の氏名は、公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）である場合があるが、係る場合であっても3号から不開示に該当する場合がある旨示されている。

- ・ 電信システム内部の処理・管理に係る情報（但し1985年10月以前のものを除く）（15-131）
- ・ 我が国在外公館の査察報告書本文（「査察実施者」「査察対象在外公館名」及び「査察実施時期」を除く）及びフォローアップ関係文書本文（事務処理に係る形式的事項の記載部分を除く）（15-768～777）
- ・ 博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、国際博覧会の投票行動に関する情報（15-224、225）
- ・ 内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書における各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額および支払先の取扱者名の各欄の記述部分（15-448）
- ・ 二国間会談等に際し、わが方が作成した対処方針、発言応答要領等（16-425、428、17-150）
- ・ 条約に基づく水域保安規程及び付属書等（17-493）
- ・ BIE（博覧会国際事務局）説明資料（名古屋高裁 H17. 3. 17 判決、最高裁 H18. 11. 24 決定）

注：当該説明資料は、BIE との実務協議の際の説明資料として作成されたもので、BIE から非公開とすることが要請されていると考えられ、これを開示すれば BIE やその加盟国等のわが国に対する信頼を損なうおそれがあるとの判断には相当の理由があるとされた。

② 該当しないとされた例

- ・ 他国政府との協議記録のうち一定の期間経過等があるもの（15-131）

注：本件は、一定期間経過に加え、対象文書の中に、他国政府側が「日本側において公表されて差し支えない」との見解を示した旨明記されたもの、我が国国内で開示することを目的とした情報収集に関するもの、他国政府側の基本的な対応姿勢についての表明及び事実関係の客観的な説明にとどまるもの、別の行政文書を送るという趣旨の記載があ

るに過ぎないもの等が含まれていること等を総合的に勘案し、該当しないとされたものである。

- ・ 博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、客観的な事実の経緯・概要や計量化された統計的な数値、既に公表された事実が記載されたもの（15-224、225）
- ・ 主要国首脳会議出席に係る文書（在外日本大使館以外の債主名、その振込先の金融機関名・店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く。）（15-275～280）
- ・ 内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書の表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額及び翌月繰越額が記載された部分並びに支払年月日、使用目的及び備考の欄の記載部分（15-448）
- ・ 記者ブリーフ資料におけるブリーファの氏名及び官職であって、ブリーフィング当時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したもの（15-786、16-7、8）
- ・ BSE に関する技術検討会で検討された諸外国の BSE ステータス評価に係る国名等（17-511）
注：牛肉等の輸出国別に BSE 発生リスクを評価することがこの検討会の目的だったこと、諮問庁が国会答弁において、アメリカ等に対しステータス評価に必要な情報を収集するため、質問票を送付したことを明らかにしていることからすれば、国名等については、議事録中で既に開示されている検討会出席者の発言内容からおおよそ推測が可能であると認められることから、公にしても相手国との信頼関係が損なわれるおそれがないとされた。
- ・ 内閣総理大臣から国防会議に対して諮問があった事実を記載した文書（17-303）
- ・ 2005 年日本国国際博覧会登録申請書（名古屋高裁 H17. 3. 17 判決、最高裁 H18. 11. 24 決定）
注：上記登録申請書は、作業過程にある作業用の内部文書ではなく、博覧会国際事務局総会において加盟国による承認を得て公になった文書であるから、これを公にすることにより当該事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの判断は著しく合理性を欠いているとされた。
- ・ 新しい「日米防衛協力のための指針」が両国政府間で了承されたことに関し、予定される国会質疑に対応するために作成した総理大臣への説明用の想定問答（22-364）
注：諮問庁は口頭説明において、その内容は当時の国会答弁とほぼ整合的な内容となっており、これまで質問の対象とならなかったものはおそらくない旨説明している。
- ・ 統合幕僚監部カウンターインテリジェンス室の室長の定数（23-292）
注：同室長の人事発令や副令が公にされていることから、同室長の階級及び定数が明らかとなっている。一方、これ以外の自衛隊情報保全隊等の各部署に配分される陸・海・空自衛官の階級別の定数は、法 5 条 3 号に該当するとされている。

第5条第4号（公共の安全等に関する情報）

○ 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

① 該当するとされた例

- ・ 海外における邦人誘拐事件に関して、人質解放又はその交渉に係る諸問題、交渉チャネル等に関する武装勢力側の考え方等及び日本政府としての対応方針等が記録されている文書（13-21）
- ・ 羽田空港保安担当者会議に関する文書のうちハイジャック等の手口が記載された部分、犯罪等の防止のために現に行われている対策が記載された部分（13-66）
- ・ 矯正施設の保有する、施設の内部構造がわかる設計図面のすべて（14-139）
- ・ 「再審無罪事件検討結果報告」のすべて（15-502）
- ・ 矯正施設の保有する室内検査記録のうち、具体的検査のあった舎房名、階数、捜検の重点箇所及び押収品の記載部分（15-695）
- ・ 我が国在外公館の査察報告書のうち、警備に係る情報に関する記述（15-768～779）
- ・ 検察庁における調査活動費に関する支払明細書の支払明細欄及び個々の支払いに関する領収書（16-71・72、19-58）
- ・ 我が国在外公館の官用車のナンバープレートに関する情報（17-238）
- ・ 条約に基づく水域保安規程の添付文書のうち、保安措置の内容及びテロ行為の防止のための対応措置の概要等が記載された文書（17-493）
- ・ 矯正施設における「職員研修用出欠確認一覧表」に記載された矯正施設職員の氏名（18-371）
- ・ 特定地方検察庁における検察旅費に関する旅費請求書（19-59）
- ・ 主任矯正処遇官、係長及び専門官の職員の氏名（21-492）

注：刑事施設内での対職員暴行等の事案が増加傾向にあり、以前に比べ、職員が被収容者等から暴行、脅迫等を受けるおそれが高まってきたことを踏まえ、公表基準を改め、それ以降に作成された行政文書については、職名が主任矯正処遇官、係長及び専門官以下の職員の氏名を不開示としたもの。

② 該当しないとされた例

- ・ 羽田空港保安担当者会議に関する文書のうち当面の対応策が記載された部分（13-66）
注：現時点においては抜本的な改善策がとられたため当面の対応策は意味がなくなっているため
- ・ 接見等の指定に関して検察官の執務資料として作成された「接見指定 20 講」（14-434）
- ・ 調査活動費に関する内規（15-395）
- ・ 医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影（東京地裁 H17. 11. 10 判決、東京高裁 H18. 11. 29 判決）

注：専ら印章を所有・使用する法人等に生ずる可能性がある不利益を指摘するにとどまり・・・刑事司法の関係諸機関の活動が阻害され、その作用の適性かつ円滑な執行に支障が生ずることを基礎付ける事情とはいいい難いから、法5条4号の不開示情報には当たらないとされたもの。

- ・ 漏えいした戸籍データに係る地方公共団体の名称（19-424）

注：既に報道されており、それにより犯罪を誘発した事実もないため、直ちに犯罪を誘発するおそれはないとされたもの

の。

- ・ 第9次イラク復興支援群の一員であった自衛隊員の職名 (21-658)
- ・ 本省指定職で自宅送迎している公用車の自動車運行表の出庫時間欄、入庫時間欄及び行先欄、運転管理報告書(日報)の使用者名欄、運行管理時間欄及び運転区間欄 (22-133)

注：これらは6号にも該当しないとされている。一方、自動車運行表の車輛番号欄、運転管理報告書(日報)の車番欄、号車欄、車輛番号欄は、法5条4号に該当するとされている。

第5条第5号(独法5条3号) (審議・検討等に関する情報)

1 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 場外車券場設置許可に至るまでの関係者間の議事録等のうち市長が面談において発言した内容(14-443)
- ・ 司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち議事の公開の協議の部分(14-453)

参考：東京地裁H15.12.12 請求認容→東京高裁H16.12.15 原判決取消・請求棄却→最高裁H18.9.8 上告棄却

- ・ 公正取引委員会に報告される審査報告書のうち報告書本体及び勧告書(案)(15-38)
- ・ 公正取引委員会議事録(15-38、18-454・455)
- ・ 国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省との協議又は意見交換の記録の中の出席者の発言がまとめられた部分、関係各府省の意見の要点として取りまとめられた記述の部分、事実認識に基づく考察及び対応の方向性がまとめられた部分及び質問主意書に対する答弁書の文案の中の修正意見が手書きで書き込まれた部分(15-410)
- ・ 環境省と特定市との間で打ち合わせられた内容及び特定市が環境省に説明するために提出した資料(20-522)

注：原処分時点において、産廃特措法の規定に基づく支障除去等事業実施計画の策定に当たって事前に得なければならない環境大臣の同意をまだ得ていなかったものであり、環境省及び特定市双方の意思形成過程にあった検討段階の情報であったもの。

② 該当しないとされた例

- ・ 中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会議事速記録に記載された発言者の氏名等(13-6)
- ・ メチル水銀の環境保健クライテリアに係る調査報告書に記載された研究者の氏名等(13-6)
- ・ 司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち、事務局長あいさつ、配付資料の確認、出席者の紹介、座長の選出、座長あいさつ、検討事項及び検討スケジュールの説明、法科大学院に関する論点整理、司法試験に関する論点整理、今後の日程等の説明の部分(14-453)
- ・ 国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省からの回答文書の中の意見が記載された部分、関係各府省の見解及び対応振りを記載した部分であって、同旨の内容が開示請求以前に公開されていた部分(15-410)
- ・ 既に決定し施行されている規則改正に係る「教授会のコメントについての部局長会議資料」(20-独71)

注：意見の内容は特段機微なものではなく、また、氏名等は記載されていないことから、意見提出者が特定されることはないと考えたもの。

- ・ 既に閣議決定・公表されている基本計画の改訂について、提出された各省庁の意見、改訂スケジュールの暫定案、基本計画見直し作業着手後の事情及び現在(文書作成時点)の状況(23-175)

2 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 「有事法制第3分類についての検討資料」(15-700)

注：機微な内容であり、初期の検討段階における極めて不確定かつ未成熟なものであり、公にされると先入観や誤解により、国民の間に不当な誤解や混乱を生じさせるおそれがあるとされた。

- ・ 火工品安全性評価申請書等(17-391、393)

注：適用除外火工品として告示に指定されるかどうか未確定な審査中の段階に関する情報で、パブリックコメントによる意見募集も含めて全体の審議が終わっていないもの。

② 該当しないとされた例

- ・ 登記所統廃合計画(14-6)
- ・ 廃案になった法案の閣議請議書(22-100)

3 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

① 該当するとされた例

—

② 該当しないとされた例

—

**第5条第6号（独法5条4号）
（事務又は事業に関する情報）**

1 イ（独法八）：「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 金融機関検査結果通知書・示達書の中のいわゆる手口情報に当たるもの、検査報告書のような途中段階の文書（14-175）
- ・ いわゆる労災かくしの排除に関する通達等における重点業種、事案の把握及び調査の点検方法、留意事項、労災かくしを行った事業場に対する措置方針、事案の発覚の端緒等が記載された部分（14-237）
- ・ 税務調査対象となる重点調査業種（14-332）
- ・ 発注者が公正取引委員会に報告した談合情報（14-380、17-392）
- ・ 公正取引委員会の独占禁止法違反事件の審査活動の過程で作成・取得される調書、留置物、審査報告書等（15-38）
- ・ 公正取引委員会に寄せられた独占禁止法違反に係る申告情報及び当該申告を受けての調査活動に関する情報（15-199、16-118）
参考：東京地裁H16.1.16 請求認容→東京高裁H16.5.26 控訴棄却
- ・ 証券取引等監視委員会の検査報告書（15-227）
- ・ 税務調査に関する調査書類一式（16-361）
- ・ 公認会計士試験の試験実施基準のうち、試験問題の作成方法、提出方法等に関する情報（15-754）

② 該当しないとされた例

- ・ 被検査機関がすでに破綻している場合の金融検査報告書等のうち、承継金融機関に関する情報を示していると考え余地のない数値など客観的な指標に関する情報（14-175）
- ・ 公認会計士試験の短答式試験における得点別一覧表及び論文式試験における得点階層分布表（15-754）
- ・ 不正受給の手口を類型化し、その傾向をまとめたもの（22-独23）

2 ロ（独法二）：「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟に関し、国としてどのような方針で臨むかといったことを記述した文書（13-155）
- ・ 行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的観点からの意見、法律解釈についての意見等が記載された文書（15-327）
- ・ 訴訟に関して行政庁から法務省に事実調査の内容、行政庁意見等を回報した文書（16-562、

17-515)

- ・ 造林事業請負の予定価格 (21-95、98)

注：公表している関係通知において、予定価格の算定の構成、算出方法及び算定に用いる係数等を記載する一方、労務費の積算因子である作業工程の数値を記載していないところ、本件予定価格を公にした場合、当該価格から逆算することにより、作業工程のおおよその数値が類推され、今後の近隣地域で地形や植生等の現地の状況が類似した造林事業の入札における予定価格が類推されるおそれがあるとされたもの。

- ・ 特定住宅の建築改修工事に係る予定価格を算出するための直接工事費、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価及び一般管理費等の各金額、処分庁が見積を参考に独自の計算方法により補正した作業単価 (23-444)

注：一方、公表されている刊行物単価を使用した作業単価は、当該単価を公にしても直接工事費が明らかになるとは言えず、予定価格が類推されることがないことから、6号口に該当しないとされている。

② 該当しないとされた例

- ・ 医療事故調査検討委員会の議事録等における事故調査結果のまとめ (14-27)
- ・ 場外車券売場設置許可にかかる関係者間の議事録 (14-56)
- ・ 既に終結した産廃施設設置不許可に係る不服審査に関する審査請求書及び処分庁の弁明書 (14-231)
- ・ 選任弁護士に対する報酬額が記載された部分 (算定に当たって考慮された事項等を除く。) (15-41)
- ・ 特殊法人支出の弁護士報酬の合計額 (15-独 16)
- ・ マイクロバスの予定価格 (20-325)

注：予定価格の決定に当たって、多数の項目の各単価を積算して算出し、それらの単価は複数の見積りから各単価ごとに最低額を採用しており、採用された各単価を推測し得るような資料や状況はないこと、値引率が裁量によって決定され各入札によって異なること、マイクロバスの市場価格も変動することなどから、今後の入札における予定価格を推測することは困難とされたもの。

- ・ 契約締結後 (契約履行中) の公共工事について、当初入札に係る予定価格を積算するために用いた単価等 (21-53)

注：本件単価等の開示により、当初の予定価格が推定され、契約変更に係る予定価格も一定の精度で推測されたとしても、契約変更協議における国と工事請負業者との関係を考慮すると、そのことによって工事請負業者の見積努力が著しく損なわれ、公平な競争により締結されるべき適正な価額での契約が困難になって、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれが生じるとまで言うことはできないとされたもの。

3 ハ (独法ホ) : 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 動物実験計画審査願のうち、研究課題、実験目的及び動物実験の方法 (14-57)

② 該当しないとされた例

- ・ 動物実験計画審査願のうち、講座等名、講座責任者職及び動物実験委員会が付した意見 (14-57)
- ・ 実態調査結果の調査サンプルに個別に付された検体ナンバー等 (14-518)

4 ニ（独法ヘ）：「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故調査委員会の指示（関係者の職、氏名及び処分内容）が記載された部分（14-352）
- ・ 職員の職責に関する内議書のうち、懲戒処分に当たって担当者が検討した内容に関する情報（14-352）
- ・ 懲戒処分を行った行政庁が懲戒処分決定前に上級庁に報告した処理方針（14-352）
- ・ 懲戒処分に関する決裁のために回議された文書のうち、非違行為の態様、職員の勤務状況、非違行為の社会的影響等担当者が検討した内容が記載された部分（15-326）
- ・ 我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述の中で、個人の評価に係るもの（15-768～779）
- ・ 勤勉手当の特別高率適用及び高率適用の候補者（案）並びに低率（等）適用者名簿のうち、一連番号、特高本数、高率本数及び人数（22-146）
- ・ 人事に関する担当者の意見及び人事担当者間の連絡事項、添付文書のファイル名、年月日時刻等（過去の人事異動に関する情報を含む。）（22-233）

② 該当しないとされた例

- ・ 決裁書のかがみ部分（秘密指定欄及び秘密の標記、諮問庁幹部決裁欄、主管決裁欄、文書保存期間、文書起案及び決裁完結年月日、起案者の氏名及び内線番号、協議先、件名等）（21-447）

5 ホ（独法ト）：「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 国有林売払い契約における評定価格及び鑑定評価額等（15-452、453）
注：国有林野事業において、国の売払契約の適切な執行が妨げられるおそれがあると認められたもの。
- ・ 用地費、調査費、工事費等の項目ごとに整理された各年度の契約額、支出決定済額等の投下事業費、整備が完了した宅地の原価見返額、年度末における建設仮勘定残高等（21-独 31）
注：機構が企業会計原則に則して年度ごとに作成・公開している財務諸表や業務報告書等の数値を積み上げるための根源的なデータであって、また、仮勘定として原価が確定する前の途中段階のものであり、一般企業においても内部管理情報として公にされるものではなく、民間事業者にと競合関係にある機構においても同様と認められたもの。
- ・ 公表までに至らない法令違反の指摘を受けた病院名等（22-独 12）
注：労働基準法や労働安全衛生法に基づく臨検の対象となる特定独立行政法人において、民間病院同様、当該臨検において、どの病院がどのような指摘事項・措置内容を受けたかを明らかにすることは、当該病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれを生じさせることは否定できないとしたもの。

② 該当しないとされた例

- ・ 公的企業から提供された協定届及びその添付資料並びに更新届のうち、事業の種類、事業の名称、事業の所在地、時間外又は休日労働させる必要のある具体的理由、業務の種類及び労働者数（15-311）

- ・ 特定製剤を投与した可能性のある国立病院等及び県立病院等の名称、その所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等（15-617）
- ・ 経営が破たんし事業を他へ譲渡して解散した金融機関の4年以上前の預金保険料額等（20-独70）

注：破たん処理手続は既に完了しており、事業が三つの信用組合に譲渡されたこと、分割承継から開示請求までに4年以上（答申時点では6年以上）が経過していることから、この時期に開示することにより、事業を承継した三つの信用組合の開示請求時点での預金額を推認することは困難であることを考慮したもの。

- ・ 労働基準監督署から是正勧告を受けた独立行政法人等及びその機関の名称（23-407）

注：独立行政法人は、独立行政法人通則法3条本文において、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、同条2項において、その業務の内容を公表することを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないと規定され、同様の趣旨は独立行政法人以外の独立行政法人等にもいえることである。また、法5条2号においても独立行政法人等は、企業等その他の団体に関する情報の対象から除外されているところであり、同条6号ホに規定する独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報についても、より狭いものとなる場合があると解されるとしたもの。

6 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

① 該当するとされた例

- ・ 行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的観点から意見、法律解釈についての意見等が記載された文書（15-327）
- ・ 医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故実情調書（14-27）
- ・ 実験動物の個体管理のための戸籍簿に貼付されている写真（15-228）
- ・ 内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号（15-275～280）
- ・ 脳死判定・臓器提供に係る作業班資料（15-405）
- ・ 内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額及び支払先の取扱者名の各欄の記述部分（15-448）
- ・ 矯正施設に設置された、動体管理システムの運用に関する文書のうち、センサーの具体的な場所、作動時間、作動時の職員の対応（15-481）
- ・ 情報公開審査会の答申書案（15-506）
- ・ 公金流用疑惑に係る調査結果報告書の事情聴取結果（15-726）
- ・ 査証事務に関する具体的事項等（16-631、653）

注：答申では具体的に以下が挙げられている。

- a 個別・具体的な事例に則した査証事務遂行上の対処方針
 - b 個々の査証申請事案を処理するための審査基準、審査手法及び査証発給事務に係る内部の手続事項
 - c 査証事務関係者の個人識別情報（1号ただし書きに該当する場合でも不開示となり得る）
- ・ 行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出

内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等 (17-84)

- ・ 公共用地の取得に係る標準地価格総括表等に記載された地元精通者から収集した情報 (17-独 34)
- ・ 刑事施設に勤務する医師の氏名 (18-45~47)
- ・ 公認会計士試験第2次試験の論文式試験の記述問題等に関する解答例 (19-64)
- ・ 医師国家試験のいわゆる禁忌肢が含まれる問題及び当該選択が特定されている文書 (19-428)

注：禁忌肢とは、患者の死亡や臓器の機能根絶に直結する解答や、倫理的に誤った回答をする受験者の合格を避ける目的で設定され、合格基準として定める数を超えて選択した場合は不合格となる。禁忌肢となり得る選択肢の内容に限界があるので繰り返し出題される可能性があるもの。

- ・ 特定庁舎の警備に関する内部情報 (22-153、154)
- ・ 刑務所に作業を提供している事業者名 (23-55)

② 該当しないとされた例

- ・ 登記所統廃合計画が記載された通知文書 (14-6、7)
- ・ 動物実験計画審査願のうち、実験動物供給先の国公立機関の名称 (14-57)
- ・ 審理終結後の行政不服審査に係る行政文書 (14-231)
- ・ ダム事業に係る損失補償基準 (14-451)
- ・ 内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の a 内閣官房長官を債主とするもの、b 主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く部分 (15-275~280)
- ・ 内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額、翌月繰越額、支払年月日、使用目的及び備考の欄の記述部分 (15-448)
- ・ 記者ブリーフ資料におけるブリーファの氏名及び官職であって、ブリーフィング当時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したもの (15-786)
- ・ 調査活動費に関する内規 (15-395)
- ・ 公認会計士試験第2次試験の簿記の計算や仕訳に関する問題に対する解答例 (19-64)

注：問題の数値が変われば解答となる数値も変わり、今後の類似試験問題の参考とすることは不可能であり、公にしても受験生の思考の画一化を進め、答案のパターン化、画一化に拍車がかかるとは考えがたいと判断されたもの。

- ・ 社会保険労務士試験委員の氏名 (20-58)
- ・ センター試験問題に対する予備校や高等学校教師からの質問や要望等に係る文書（照会文書）及びそれに対する回答文書 (22-独 41)

注：諮問庁が、別途、教育研究団体等に依頼して寄せられた意見・評価とこれに対する見解を公表していることも考慮し、該当しないと判断されたもの。なお、本件では、特定の個人等を識別できる情報は開示を求めている。